

届出・勧告制度(道路法44条)」 区域指定に関する説明会

- ・挨拶
- ・制度の概要説明
- ・質疑応答

国土交通省 長野国道事務所
長野県 長野建設事務所

届出・勧告制度(道路法44条)」 区域指定について

「届出・勧告制度」の概要	……1
区域設定	……4
区域指定幅の検討	……5
区域設定のイメージ	……8
導入のスケジュール(案)	……11

国土交通省 長野国道事務所
長野県 長野建設事務所

沿道区域における「届出・勧告制度」の概要

○はじめに

緊急輸送道路をはじめ道路区域では、電線類の地中化(電線共同溝事業等)などを進め、災害時に電柱等が倒壊することによる道路閉塞の防止に取り組んでいます。

一方で、道路区域外の沿道の民地に設置された電柱、広告塔、看板等の工作物による道路の閉塞の危険もあります。

【沿道民地の工作物が倒壊し道路閉塞した例】

国道55号 高知県安芸市



平成30年台風24号における広告塔倒壊例

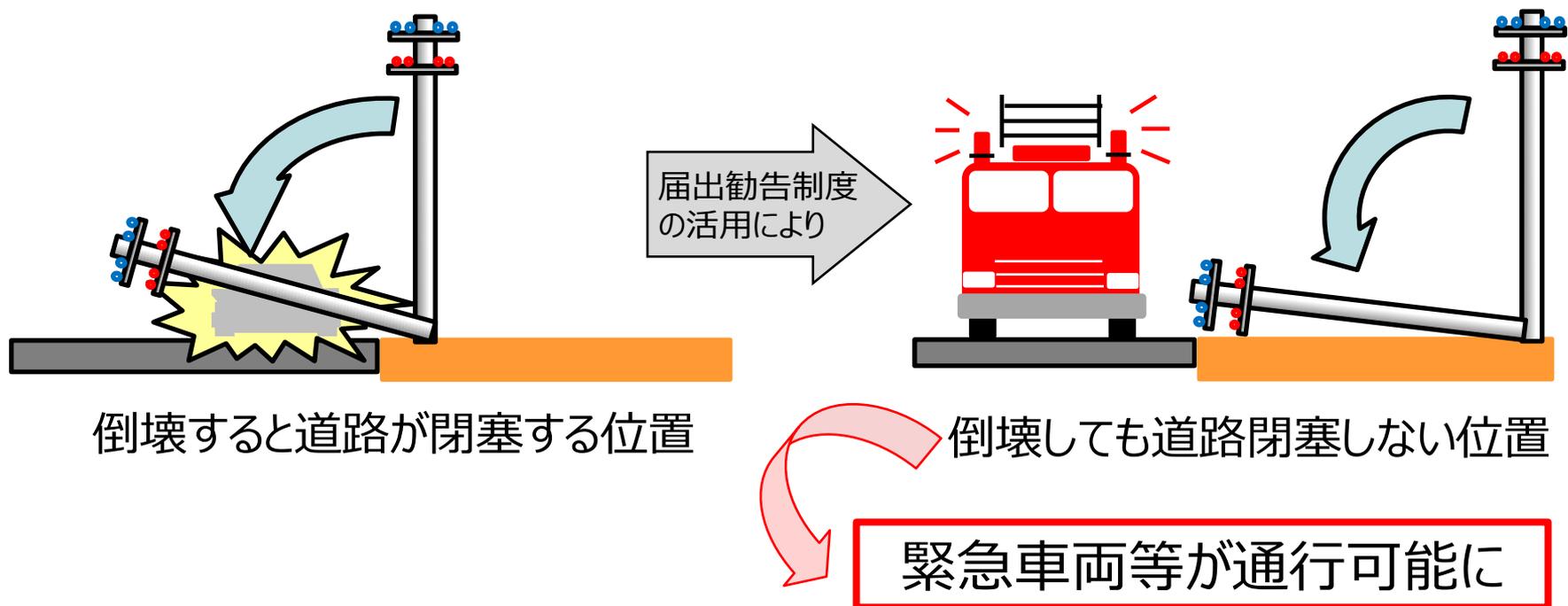


(写真出典)「沿道区域における届出・勧告制度に係るガイドライン ver.2(R5.8国土交通省道路局)」より

沿道区域における「届出・勧告制度」の概要

このため、令和3年の道路法の改正により「届出・勧告制度」を創設し、沿道の民地のうち道路管理者が指定した届出対象区域の中に工作物を設置する場合、設置者は道路管理者に対して「届出」を行い、道路管理者は道路閉塞のおそれがある場合には必要に応じて設置場所の変更等の「勧告」を行えることとしました。

【 道路の閉塞を防止する仕組み（イメージ） 】



(イラスト出典)「国土交通省 高崎河川国道事務所 ホームページ」より

沿道区域における「届出・勧告制度」の概要

○目的

沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止(道路法改正[R3.9施行])

○制度の概要

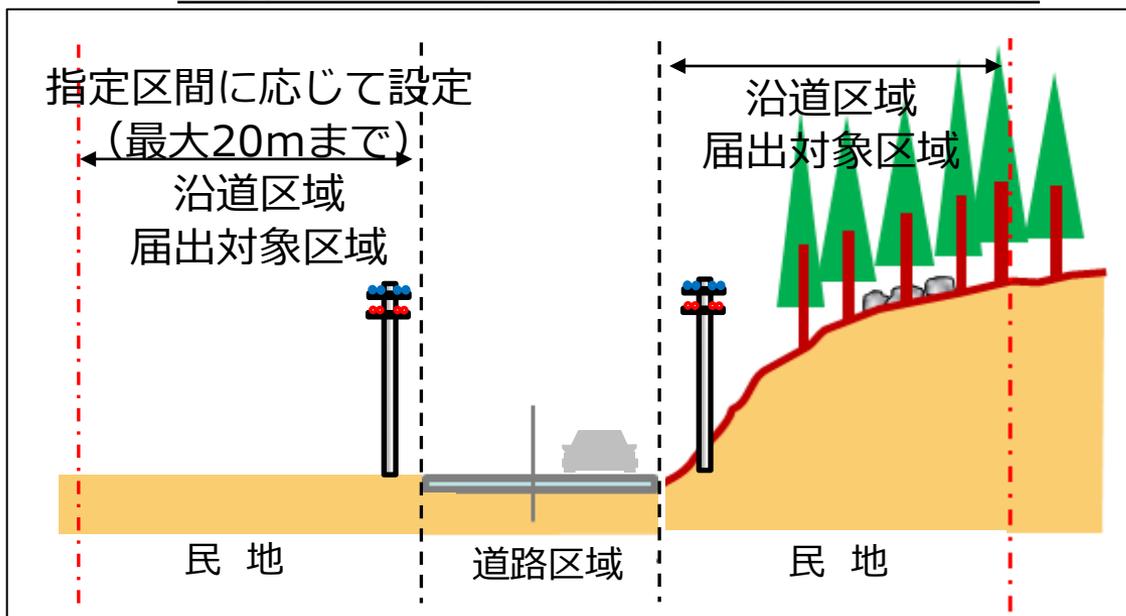
道路管理者は沿道区域・届出対象区域を設定

区域内に工作物を設置する際は、設置者から道路管理者へ届出

(設置しようとする日の30日以上前まで)

道路管理者は届出に対し、道路閉塞のおそれがある場合は必要に応じ勧告

【 沿道区域・届出対象区域のイメージ 】



沿道区域:道路に損害や危険を及ぼす場合は、その防止措置を命ずることが可能な区域

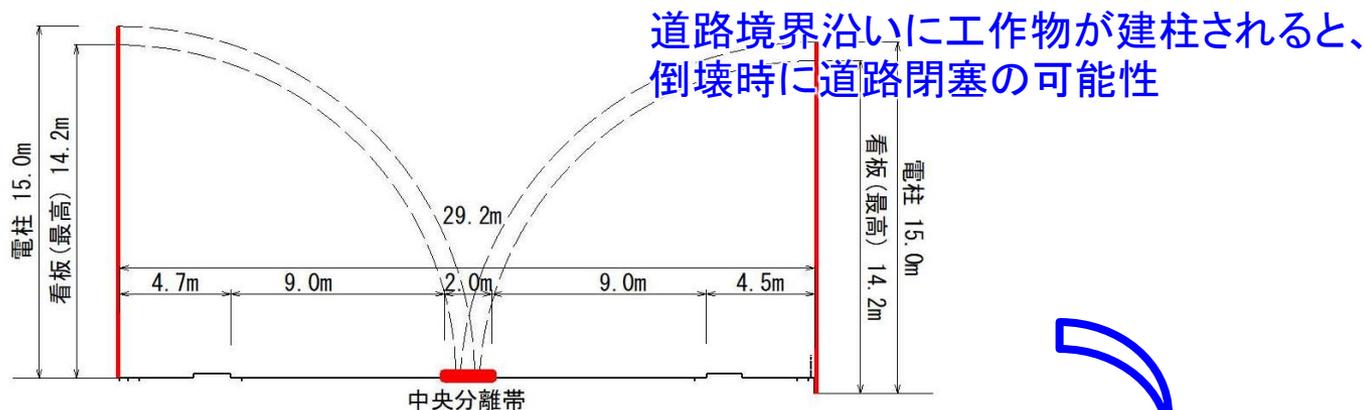
届出対象区域:沿道区域の全部又は一部において、電柱を設置する際、届出が必要な区域

(イラスト出典)「国土交通省 道路局 ホームページ」より

「届出・勧告制度」区域指定幅の検討

■現況の工作物の倒壊、及び今後における同規模の工作物の設置を勘案し、道路境界からどの程度電柱が離れていれば、緊急車両等の通行の妨げにならない4m以上を確保出来るか検討した結果、約5m離れていることで幅員の確保が可能となるため、届出対象区域指定幅は5mと設定。

国道18号 標準横断面図



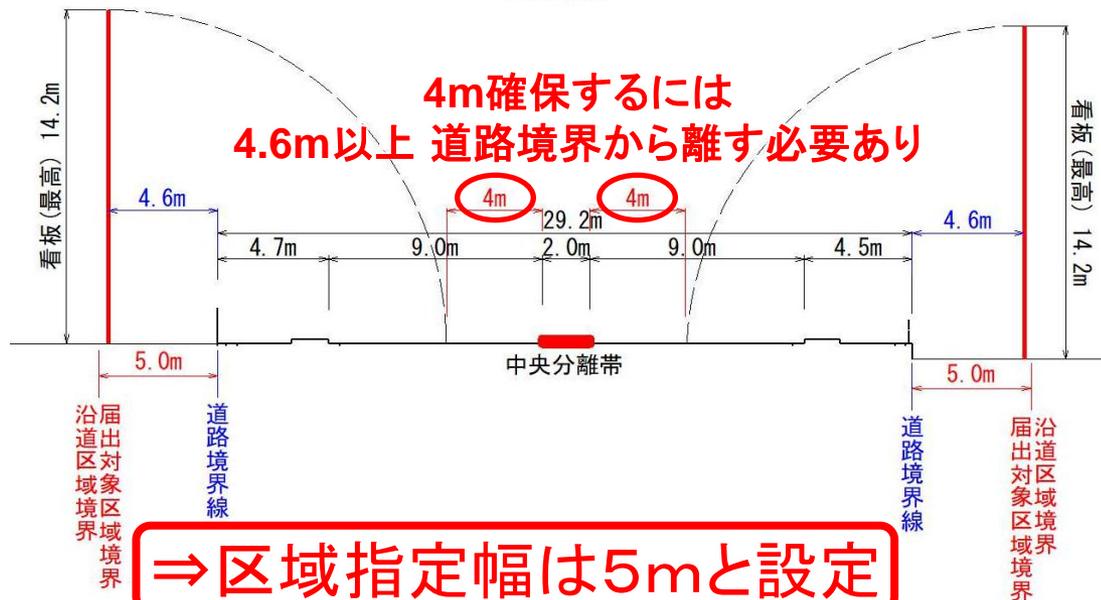
区域幅の計算

$$D = H - (W - C) / 2 + 4$$

$$= 14.2 - (29.2 - 2.0) / 2 + 4$$

$$= 4.6\text{m}$$

W: 道路幅員
C: 中央分離帯の幅員
H: 工作物の高さ
D: 沿道区域・届出対象区域幅

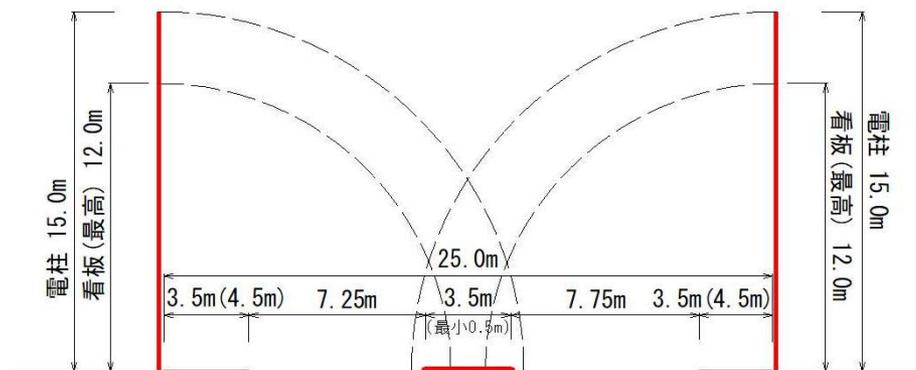


電線共同溝整備による無電柱化計画があるため、看板を対象に検討

「届出・勧告制度」区域指定幅の検討

道路境界沿いに工作物が建柱されると、倒壊時に道路閉塞の可能性

(主)長野真田線 標準横断面図



区域幅の計算

$$D = H - (W - C) / 2 + 4$$

$$= 12.0 - (25.0 - 3.5) / 2 + 4$$

$$= 5.25\text{m}$$

W: 道路幅員
C: 中央分離帯の幅員
H: 工作物の高さ
D: 沿道区域・届出対象区域幅

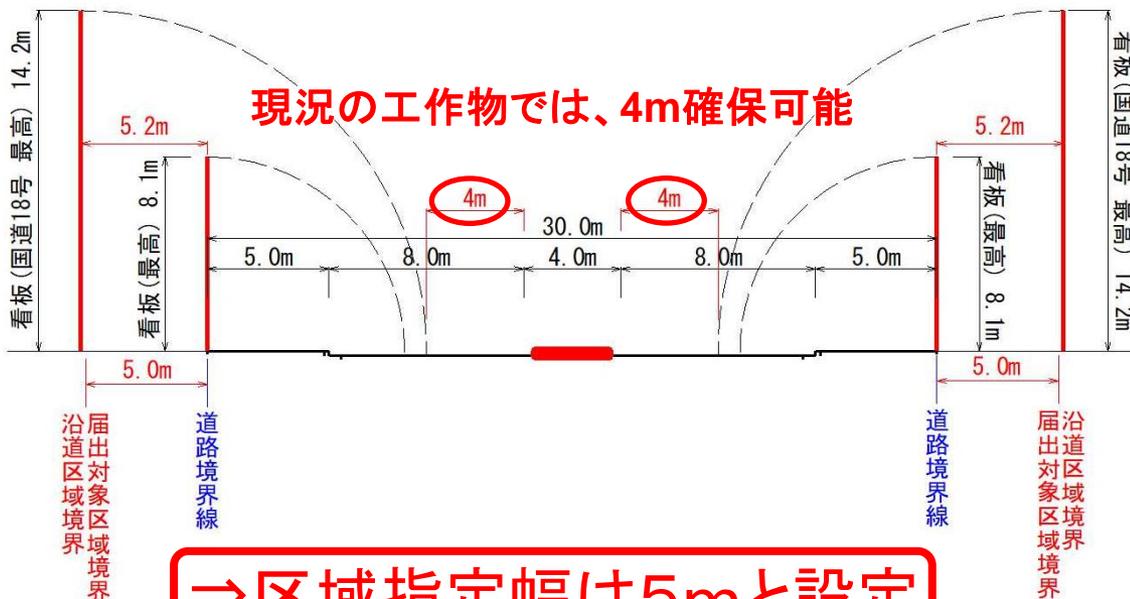
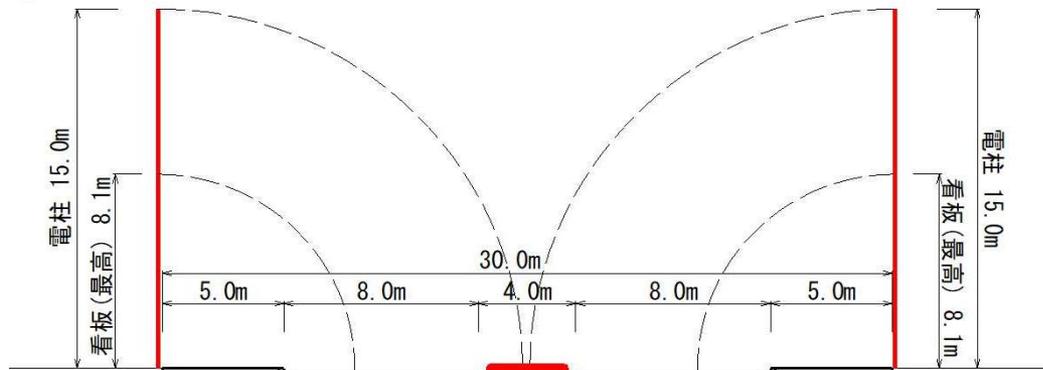


電線共同溝整備による無電柱化計画があるため、看板を対象に検討

「届出・勧告制度」区域指定幅の検討

(一)三才大豆島 中御所線 標準横断図

道路境界沿いに工作物が建柱されると、
倒壊時に道路閉塞の可能性



区域幅の計算

【電柱対象】

$$D = H - (W - C) / 2 + 4$$

$$= 15.0 - (30.0 - 4.0) / 2 + 4$$

$$= 6.0\text{m}$$

【看板想定】(国道18号)

$$D = H - (W - C) / 2 + 4$$

$$= 14.2 - (30.0 - 4.0) / 2 + 4$$

$$= 5.2\text{m}$$

- W: 道路幅員
- C: 中央分離帯の幅員
- H: 工作物の高さ
- D: 沿道区域・届出対象区域幅

⇒ 区域指定幅は5mと設定

電線共同溝整備による無電柱化計画があるため、国道18号の既設看板(最高)の設置を想定して検討

「届出・勧告制度」区域指定幅の検討

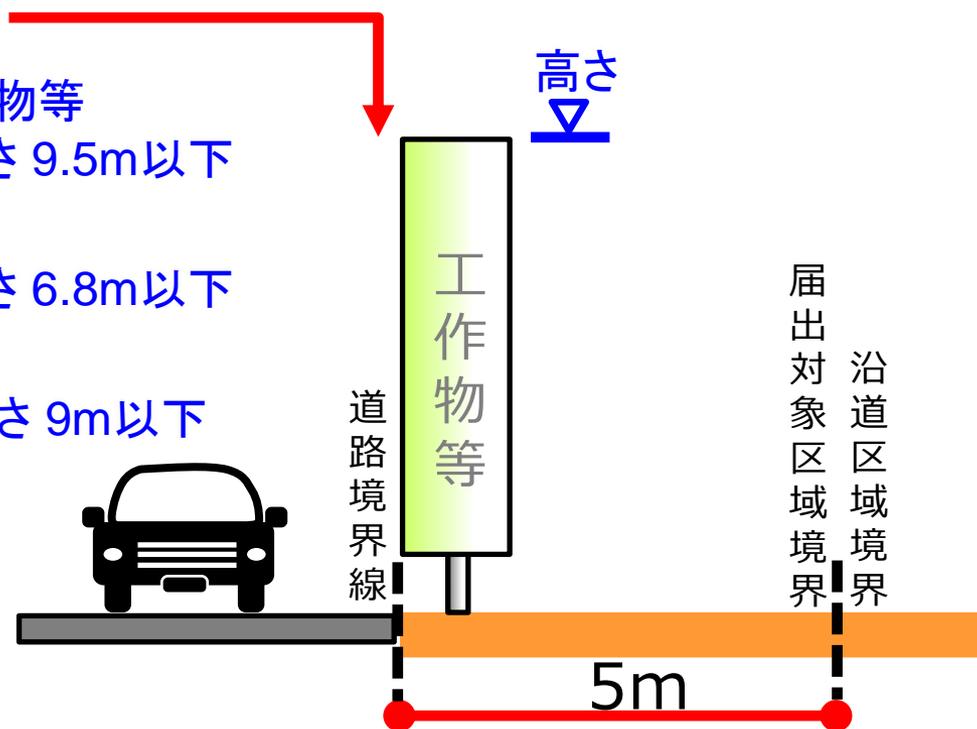
【当該区間における沿道区域・届出対象区域の指定幅】

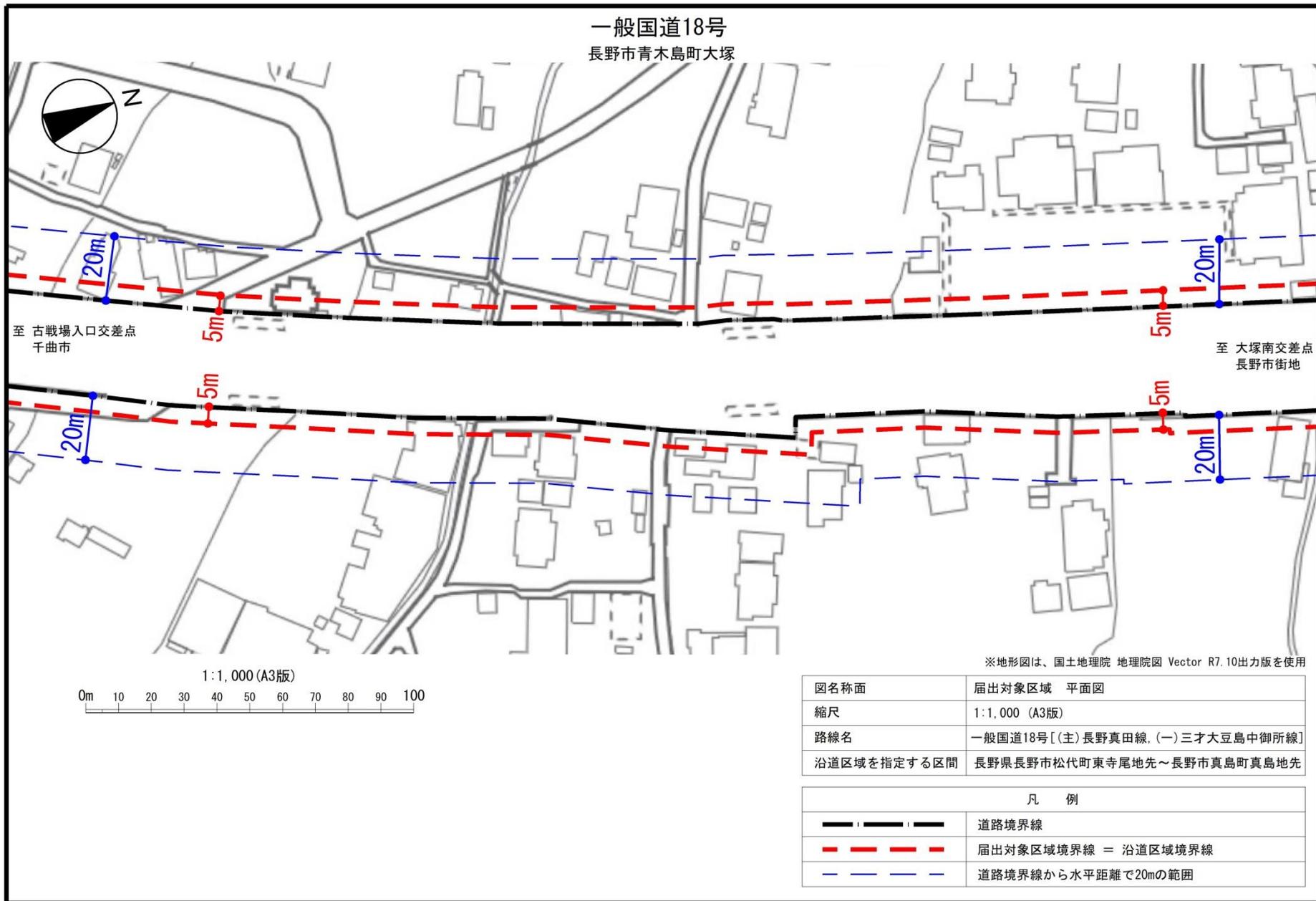
道路境界線から5mの範囲の指定を予定

- 看板等の工作物が設置できなくものではありません
(必要に応じ、高さや位置を調整することが勧告されます)
- 今ある看板等の**既存**工作物については届出の対象外です
(ただし、更新及び移設する場合は届け出が必要となります)

●道路境界付近に設置する場合

- ・国道18号
(標準道路幅員29mの場合) …… 高さ 9.5m以下
- ・(主)長野真田線
(標準道路幅員25mの場合) …… 高さ 6.8m以下
- ・(一)三才大豆島中御所線
(標準道路幅員30mの場合) …… 高さ 9m以下





「届出・勧告制度」導入のスケジュール(案)

【区域の設定】

- ①現地調査の実施
- ②現地状況を踏まえた区域の設定
- ③土地所有者等の把握
- ④地元住民等への説明

沿道区域の指定「告示」

届出対象区域の指定「告示」

「届出勧告制度」の開始

【制度の運用】

- ・届出対象区域内に、工作物を設置する際は、設置者から道路管理者へ「届出」
- ・届出に対し、道路閉塞のおそれがある場合は必要に応じ「勧告」

説明会の開催
(制度・内容の説明)

R7.12.16(火)
12.21(日)

縦覧
(区域設定案)

※縦覧約2週間
(市役所等)

R7年度内での開始を予定